

平成 2 8 年 第 3 回

教 育 委 員 会 臨 時 会 会 議 録

平成 2 8 年 8 月 2 2 日

平成28年第3回教育委員会臨時会会議録

平成28年8月22日(月)

出席者(5名)

教育長 高部 明夫
委員 角田 徹
委員 高橋 京子

委員 池田 清貴
委員 須藤 金一

欠席者(0名)

出席説明員

教育部長・調整担当部長

伊藤 幸寛

総務課長

高松 真也

生涯学習課長

古谷 一祐

総合スポーツセンター建設推進室

総務担当課長

向井 研一

生涯学習担当部長

宇山 陽子

指導課長

宮崎 倉太郎

スポーツ振興課長・総合スポーツセンター

建設推進室長

室谷 浩一

社会教育会館長

新名 清人

事務局職員

副参事

本村 建二郎

主事

大塚 俊介

平成28年第3回教育委員会臨時会
議 事 日 程

平成28年8月22日（月）午後2時30分開議

- 日程第1 スポーツ及び文化に関する事務の管理・執行における協議について（協議）
- 日程第2 教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する協議について（協議）
- 日程第3 議案第41号 三鷹市生涯学習審議会条例の制定の申出について
- 日程第4 議案第42号 平成28年度一般会計補正予算見積書について

午後 2時30分 開会

○高部教育長 それでは、ただいまから平成28年第3回教育委員会臨時会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、高橋委員にお願いいたします。

それでは、議事日程に従いまして議事を進めてまいります。

日程第1 スポーツ及び文化に関する事務の管理・執行における協議について（協議）

日程第2 教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する協議について（協議）

○高部教育長 委員の皆様にお諮りいたします。

日程第1及び日程第2については、関連案件ですので一括して協議したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高部教育長 ご異議なしと認めます。日程第1及び日程第2を一括して議題といたします。

初めに事務局から説明をお願いいたします。教育部長。

○伊藤教育部長 それでは、日程第1 スポーツ及び文化に関する事務の管理・執行における協議について、日程第2 教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する協議についてご説明いたします。

これら2件につきましては、いずれも平成29年4月の組織改正に向けまして教育委員会から市長部局への事務移管を行う内容で、市長と教育委員会との間で協議を行うものでございます。本件につきましては、先ほど開催した協議会におきましてもご説明をさせていただきましたので、簡潔にご説明をさせていただきます。

まず、組織改正、事務移管の背景、考え方ですけれども、生涯学習やスポーツの推進につきましては教育委員会が中心になって事業を展開してまいりましたけれども、一方で、市長部局におきましても、三鷹ネットワーク大学や市民協働センターでの講座等の開催、あるいは、介護予防や健康づくりの視点からのスポーツ活動など、多様な事業が展開されています。さらに、三鷹中央防災公園・元気創造プラザの開設によりまして、生涯学習、スポーツ、健康づくりなどの事業の一層の連携が求められているところでございます。

また、既に、第4次三鷹市基本計画、それから生涯学習プラン2022におきましても、総合行政の中でこうした生涯学習やスポーツを進めることとしておりますので、そうしたことも含め今後、総合行政の中で、全庁的、横断的に施策を推進するため、生涯学習、スポーツ関連業務を再編しまして、生涯学習、スポーツ、文化の事務を市長部局に移管するものでございます。

議案資料の2ページをお開きいただきたいと思います。市長からの協議文書です。平成29年度の事務移管、組織改正に向けまして、スポーツ及び文化に関する事務の管理・執行について協議がありました。内容については繰り返しになる部分がございますが、現在、教育委員会が所管する生涯学習、スポーツ、文化の推進に関する施策につきまして、より

一層連携し、全庁横断的に事業展開していくため、市長部局に事務を移管し、総合行政のもとに、市長と教育委員会との一層の連携を図りながら事務を進めるものでございます。

今回、生涯学習、スポーツ、文化施策に関する事務の移管に当たりまして、現行の法律の枠組みの中で、2つの方法を用いて事務移管、事務の一体化、総合化を行うことを予定しております。

まず1つが、この協議にあります特例条例による教育委員会の職務権限の市長部局への移管です。教育委員会の職務権限につきましては、地教行法第21条で規定されているところですが、平成19年に法律の改正がありまして、スポーツ及び文化行政について、地域づくりという観点から、条例で定めるところにより地方公共団体の長が一元的に所掌できることになりました。

具体的な規定を、7ページに記載しております。第23条、職務権限の特例ですが、19年の法改正で追加された条文です。この特例条例により移管できる事務が、学校体育を除くスポーツに関する事、それから、文化財保護を除く文化に関する事の2点になります。今回の市長からの協議につきましては、地教行法23条の規定に基づきまして、職務権限の特例に関する条例を定めることにより、スポーツ、文化に関する事務について市長が管理し、及び執行することについて、地教行法29条の規定により教育委員会の意見を聴くという内容になります。これが協議ということになります。

なお、同法23条第2項において、議会は職務権限の特例を定める条例の議決前に、教育委員会の意見を聴くこととされております。これは、現に、スポーツと文化に関する事務を担当する教育委員会の意向を踏まえるため、条例を議決する前に意見を聴くこととされているものでございます。

それでは、3ページにお戻りいただきたいと思っております。こちらが、協議が調った後、9月の市議会に提案する予定の特例条例の案となります。条文といたしましては、地教行法23条1項の規定に基づきまして、スポーツと文化に関する事務を市長が管理し、及び執行するものとする内容を定めるという内容でございます。附則のところをごらんいただきたいのですが、附則の第1項、施行期日ですが、平成29年4月1日といたします。

附則の第2項は、経過措置ですが、スポーツと文化につきましては、職務権限の特例として、職務権限自体が教育委員会から市長に移管される内容となりますので、条例の施行日より前に教育委員会が行った処分や、教育委員会に対してなされた申請などにつきまして、市長が行った処分や、市長になされた申請などとみなすものとする、経過措置を規定しているところでございます。

附則の第3項です。こちらは、スポーツ推進審議会条例の一部改正についてです。改正内容につきましては、またページをおめぐりいただきまして、5ページ、6ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。この改正につきましては、スポーツに関する権限を市長に移管することに伴いまして、現在教育委員会が委嘱する教育委員会の附属機関であるスポーツ推進審議会を、市長が委嘱する市長の附属機関に移行するという内容でございます。当該条例の第2条、第3条の改正で、教育委員会を市長に改めるなどの内容となっているところでございます。

また、附則第4項では、現に在職するスポーツ推進審議会委員について、事務移管後も引き続き、現在の任期中は市長が委嘱したものとみなして在職できるよう経過措置を講じているところがございます。

以上が、市長から協議のありました、特例条例による教育委員会職務権限の市長部局への移管の内容となります。

次に、日程第2ですけれども、教育委員会の権限に属する事務の市長部局への補助執行についてご説明をいたします。8ページお願いいたします。地方自治法180条の7では、地方公共団体の委員会等の権限の一部につきまして、長と協議して、長の補助機関に補助執行させることができることとされています。具体的な規定につきまして、議案資料の9ページ、1枚おめくりいただきたいと思います。職務権限は教育委員会のまま、市長の補助機関である市長部局の職員に補助執行させる。つまり、具体的な事務処理を行わせるという内容でございます。この地方自治法の規定による補助執行につきましては、地方公共団体の機構を簡素化し、事務の能率的処理を促進するとともに、一体的な行政運営を確保することを目的とするものでございます。

逆の例になりますけれども、現在でも予算執行については、市長の権限ですが、教育委員会をはじめ各行政委員会におきましても、職員に補助執行させることとなっております。例えば、予算の支出命令などは、金額に応じた決裁区分、決定区分によりまして教育委員会の事務局職員が日常的に処理を行っているところがございます。

それでは8ページ、お戻りいただきたいと思います。市長宛での協議文案になります。今回、地方自治法の規定による補助執行という仕組みによりまして、(1)として社会教育に関すること、括弧の中で、図書館及びPTA活動の支援に関するものを除くとしております。それから(2)として文化財の保護に関すること、(3)として学校施設の開放事業に関すること、以上につきまして、市長の補助職員に補助執行をお願いすることによりまして、実態的に市長部局に移管することとしているところがございます。

この補助執行につきましては、地方自治法180条の7の規定によりまして、市長と協議して市長部局の職員に補助執行させることとなりますので、教育委員会から市長に協議を行うものとなります。

2の補助執行の理由につきましては記載のとおりでございますが、このことによりまして、一体的かつ効果的な事業の推進を図ることができると考えているところがございます。

以上、特例条例と補助執行の2つの方法を用いまして、生涯学習、スポーツ、文化施策に関する事務移管を行い、総合行政のもとで市民参加と協働のまちづくりを一層推進していきたいと考えているところがございます。

なお、教育委員会の組織につきましては、教育委員会事務局の処務規則で定めているところがございます。事務移管後の教育委員会の組織改正につきましては、9月議会で特例条例等の議決後に、教育委員会規則の改正について改めて議案としてお諮りしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○高部教育長 以上で事務局からの説明は終わりました。委員の皆様の質疑、ご意見を

お願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、ご質問、ご意見等がなければ確認をいたします。

スポーツ及び文化に関する事務の管理・執行における協議についてをご協議いただきましたけれども、特に異議はない旨、回答するというご了解いただけますでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○高部教育長　それでは、本件については、委員の皆様のご了解をいただいたものといたします。

なお、先ほどの説明にもありましたとおり、法律の規定によりまして、市議会におきましては、この職務権限の特例に関する条例の制定の議決をする前に教育委員会の意見を聴くという、意思決定の確認のための手続ということで、おそらく書面、文書で教育委員会宛てに来ると思いますので、ただいまご確認いただいた内容を踏まえて、教育長において回答の対応をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、続きまして確認をいたします。教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する協議についてをご協議いただきましたけれども、ご了解をいただけますでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○高部教育長　本件につきましては、委員の皆様のご了解をいただいたものといたします。

日程第3 議案第41号 三鷹市生涯学習審議会条例の制定の申出について

○高部教育長　日程第3 議案第41号を議題といたします。

(書記朗読)

○高部教育長　提案理由の説明をお願いいたします。生涯学習担当部長。

○宇山生涯学習担当部長　それでは、三鷹市生涯学習審議会条例の制定の申出についてご説明いたします。

この条例は、市長の附属機関として新たに生涯学習審議会を設置するという条例でございます。先ほどの事務移管に関する協議の説明でもございましたように、生涯学習につきましては、現在も、教育委員会のみならず、市長部局や三鷹ネットワーク大学をはじめとする外郭団体など、幅広く実施されております。これまで、教育委員会に生涯学習課をおき、市の生涯学習振興行政全般について生涯学習課を所管として推進を図ってきたところです。生涯学習課の所管する審議会として、社会教育法に規定されている社会教育委員の会議があり、生涯学習プラン2022の策定等に当たっては、社会教育に関する諸計画の立案を職務とする社会教育委員会に素案等をお示しして協議していただいていたところでございます。

先ほどの協議事項の、このたびの組織改正は、三鷹中央防災公園・元気創造プラザの開設を機としまして、今後の生涯学習のあり方として求められている地域づくり、地域の活力を高めるという観点で、関連行政に緊密に結びついた総合的な振興行政を展開して、教育委員会を含め、全庁横断的に人財養成や活動支援等について幅広く連携していくことを

目的として、生涯学習やスポーツを市長部局に移管するというものでございます。

新たに市長の附属機関として設置する、本件の生涯学習審議会では、社会教育についても一体的に審議をしていけますように、市全体で社会教育を含む生涯学習を総合的に進め、さらなる充実を図っていただけるようにということで、教育委員会所管の社会教育委員会議と同一のメンバーに委嘱し、兼務することを予定しております。

そこで、11ページをごらんください。第1条、目的でございますが、市民の社会教育を含む生涯学習の振興と施策の総合的な推進を図るということを目的とし、ここで社会教育を含むことを明記しております。

第2条、所掌事項では、市長の諮問に応じて、次の事項を調査審議し、又は必要な意見を述べるとしまして、生涯学習計画に関すること、生涯学習施策の基本的なあり方に関すること、生涯学習関係機関及び団体との連携協力と協働の推進に関すること等としております。

第3条の組織は、学識経験者、生涯学習、学校教育、家庭教育の関係者や一般市民などで構成し、人数は20人以内としております。

そのほか、条例では必要な事項を定めておりますが、社会教育委員との関係につきましては、12ページの附則の下のほうになりますが、第3項をごらんください。こちらで、社会教育委員条例の一部改正を行うこととしております。13ページにあります、第3条の組織について、生涯学習審議会条例と同じ構成とし、定数を同じく20人以内としております。

このほか、第2条の職務、第4条の任期、第5条の臨時委員等について、生涯学習審議会条例に合わせて、条文の体裁を整えております。

また、第2条、職務の第2項ですが、社会教育委員は、社会教育法の13条で、社会教育関係団体に対する補助金の交付について審議することとなっておりますので、このことを盛り込んでおります。

また、附則の第4項ですけれども、任期につきまして、生涯学習審議会と合わせるために、任期の一定の調整を図っております。

このように、市長の諮問機関である生涯学習審議会と、教育委員会が委嘱する社会教育委員会議を同じ委員に委嘱し兼務できるようにして、実際には両方、新たに設けられる市長部局のスポーツと文化部生涯学習課が所管し、一体的に審議が行えるようにしております。

そこで、12ページの附則の第2項になりますけれども、三鷹市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償の条例について一部を改正し、生涯学習審議会委員を加えるとともに、第11条で、報酬を併給しないことができると改めております。これは、生涯学習審議会と社会教育委員会議を同日に、1回の会議の中であわせて開催するというようなことが考えられますので、こうした場合を想定して改正するものでございます。

なお、参考資料としまして、14ページ以降に非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例、そして三鷹市社会教育委員条例の一部を改正する条例の新旧対照表を添付しております。

説明は以上でございます。

○高部教育長 以上で提案理由の説明は終わりました。委員の皆様の質疑をお願いいたします。池田委員。

○池田委員 この生涯学習審議会委員と社会教育委員が兼務ということになるわけですが、生涯学習審議会委員のほうは市長が委嘱と、社会教育委員のほうはこれまでどおり教育委員会が委嘱ということなのですが、どちらがタイミング的に先になるかでせめぎ合いがあり得るかなと思うのですが、そのあたりは何か調整はされているのでしょうか。

○宇山生涯学習担当部長 まだ人選についてはこれからということになりますけれども、市長部局といろいろ協議をしながら人選を進めていきたいと考えております。

○高部教育長 今、定員が、社会教育委員の場合は12名なんです。それを拡大して20名にするということと、それから任期も、移行調整ということで、生涯学習審議会と社会教育委員のちょうど任期がはさまになっていまして、実は、もう9月で一回任期が満了して、しかし、空白にはできないので、また10月に教育委員会にお諮りをして、その時にはまだ12人なんです。それをもう一回、残り半年なんですけれども委嘱して、4月から20人ですが、いろいろな母体の改選があるので、実質的には6月ぐらいを想定しているのですが、そのときには20人そろえて兼職という形にするということです。今、言われたように、市長の任命権限と教育委員会ということで、形式にはそれぞれが別の権限を持つのですけれども、兼職を想定していますので、お互いが、候補者も事実上すり合わせながら、区分に応じた人のいろいろな関係者も、利用者懇談会での代表も想定していますけれども、幅広く、生涯学習にふさわしい市全体にまたがるような方たちから選出していただくということで、実態上は、それぞれ任命権者がうまく、事務局もすり合わせながら人選していきたいと思っています。

ほかにかがででしょうか。高橋委員。

○高橋委員 この生涯学習審議会というものがこれからの核になるということで動いていると思うのですが、この社会教育委員について全て吸収していかないで、これを残さざるを得ないのは法律的なことがあるからですか。吸収してしまってスリムにしたほうが、動きやすいということもあるかとは思いますが。

○高部教育長 生涯学習担当部長。

○宇山生涯学習担当部長 社会教育委員会議については、もともと社会教育委員が社会教育全般についてということですが、特に、例えば、社会教育関係団体に対して補助金を交付するというような場合に、社会教育委員が審議を行うことが社会教育法で定められているということもありますし、また、社会教育委員の全国的な組織ですとかもございまして、そういったものも今後も引き続き継続をさせていながら、社会教育を含めて総合的に進めていくという体制をとっていきたいと考えているところです。

○高橋委員 そのほうが、メリットがあるということですね。

○宇山生涯学習担当部長 はい。

○高部教育長 補足しますと、今おっしゃったように、社会教育委員というのはできる規定なのです。必置の職ではないので、おっしゃったように、生涯学習という総合的な審

議会ができるのだから社会教育委員を廃止することももちろん可能です。可能ですけれども、生涯学習と言ったときに、理念的には社会教育も入った生涯学習なのですから、あえて社会教育を含むと明示したのは、やはり、これまでのいろいろな社会教育での事業をきちんと継承するのだということ、入念的、確認的にアピールしている部分ですから、やはり制度的にも生涯学習の中で、実質的には含むのですけれども、社会教育委員という職を置いて、きちんと社会教育での議論も新しい審議会の中で反映していくのだという1つのあらわれとして、職を残して、補助執行で市長部局に束ねて、教育委員会もそこに絡んでいくのだという見方をすれば、1つの過渡期かもしれません。国自体もまだ、生涯学習振興法ができて、社会教育法もあって、今は併走している状態で、それを生涯学習振興法に完全に一本化しきっているという状態ではありませんので、やっぱり社会教育が担ってきた歴史というのですか、この事業の大切さということも、今の時期はきちんと確認をしながら生涯学習につないでいくのだという意味合いも含めて、社会教育委員という職を残してやっていこうという考え方です。

○池田委員　今の点に関係して、条例を組み立てるときに、少なくとも生涯学習審議会の委員に選ばれた人は充て職として社会教育委員にもなるというふうになれば、もうちょっとすっきりするのかなと思ったのですが、そういうふうにはできない、これまでの歴史的経緯もあるのかなと、今お聞きしました。

○高部教育長　ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。ほかにご質問、ご意見等がなければ採決いたします。

議案第41号 三鷹市生涯学習審議会条例の制定の申出については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高部教育長　ご異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第42号 平成28年度一般会計補正予算見積書について

○高部教育長　日程第4 議案第42号を議題といたします。

(書記朗読)

○高部教育長　提案理由の説明をお願いいたします。総務課長。

○高松総務課長　では、議案第42号 平成28年度一般会計補正予算見積書について、ご説明をさせていただきます。

本日ご配付をしております別刷りの議案資料をご用意ください。こちらの議案ですけれども、9月の市議会定例会での補正予算の提案に向けまして、市長に補正予算見積書を提出するというものでございます。

議案書の3ページをお開きください。こちらが、歳入歳出予算見積総括表でございます。今回の補正予算ですけれども、左側、歳入予算に102万円を増額計上し、右側の歳出予算では611万1,000円を減額計上するというものになっております。また、6ページのほうをごらんください。債務負担行為見積書ですけれども、記載の事項につきまして、翌年度以降にわたる債務を負担する債務負担行為の設定を行うというものでございます。

では最初に、歳出予算からご説明をさせていただきたいと思いますので、5ページのほうをごらんください。今回、補正予算として計上する事業は3件ございます。1件目が理科支援ボランティア事業で、事業費が102万円となります。この事業は、地域住民、大学生等が、理科支援ボランティアとしまして、小・中学校の理科授業において実験準備、指導補助等を行うというもので、東京都の委託金を財源として活用いたします。この事業の概要につきましては、説明資料を別途配付させていただいておりますので、後ほど指導課長からご説明をさせていただきます。

次に2件目です。2件目が教育振興基金積立金で、平成27年度の3月補正予算後に、平成27年度末までに個人の方お1人からいただきました教育費寄附金10万円につきまして、基金への積み立てを行うというものでございます。

続いて3件目ですけれども、大沢二丁目古民家（仮称）整備事業で、こちら、右側の説明欄に記載のとおり、伝統的建築物の修復を行う専門性の高い工事であることから、平成29年度に予定しております整備工事を含む全体工事費が増加する見込みとなりましたため、平成28年度、本年度予定しておりました解体工事の工期を平成29年度まで延長しまして、解体工事と整備工事を連続して行うことによりまして全体工事費の抑制を図るという内容となっております。この解体工事が年度をまたがる工事となりますことから、平成28年度の歳出予算については前払金のみの支払いとなりますので減額を行うとともに、平成29年度に残金を支出することになりますので、6ページに記載のとおり、債務負担行為を29年度の支出額について設定をするという内容となっております。この事業につきましても、本日ご配付しております説明資料によりまして、後ほど生涯学習課長からご説明をさせていただきます。

次に、歳入予算についてご説明いたします。4ページをお開きください。歳出予算のところでご説明いたしました小・中学校で取り組みます理科支援ボランティア事業の財源とするために、当該事業委託金につきまして、歳出事業費と同額の102万円を計上するというものでございます。

なお今回、教育委員会としての見積もりについては、歳入が増額、歳出が減額という内容となっておりますけれども、市議会に提案をされます全体の補正予算案については、企画部において全庁的な歳出予算と、それに必要な歳入予算を調整しまして、歳入歳出同額の補正予算案としてその編成がなされる見込みでございます。

それでは2件の事業の概要について、担当の課長からご説明をさせていただきます。

○高部教育長 指導課長。

○宮崎指導課長 指導課長の宮崎です。議案第42号の参考資料に沿って説明させていただきます。

この理科支援ボランティア事業でございますけれども、小・中学校の理科の授業において、学生等のボランティアを活用して、より質の高い理科の授業を実現するというものでございます。これまで、理科の授業については、本市において東京都の委託事業として、理数授業特別プログラムを実施して、この事業では、教員ではなかなか実施できないようなプログラムを実施して、理科が好きな児童生徒の育成を図ってまいりました。

また、市内の各学校においては、観察や実験など、体験的に学ぶ機会を多くして、実感的な理解を図るための学習を重視して進めています。ただ、観察や実験については、事前の準備、事後の片づけ等に時間がかかることや、実際の授業の中で安全面にも十分に配慮して指導を行うという点で、常に課題はあるというところでございます。

そこで、ボランティアを活用して、理科の授業において、観察、実験等の準備、それから片づけ、また、授業における補助、これらを行う事業を実施したいと考えたところでございます。今回、事業を実施する学校ですけれども、お手元の2番の、平成28年度実施校というところにありますように、第六小学校、北野小学校、第四中学校を予定しております。

この3校ですけれども、第六小学校については、理科の、小学校ですが理科専科の教員がおります。加えまして、教員を退職して講師を行っている教員が1人おりまして、この教員が非常に理科の専門性にすぐれているということで、アドバイス等活用を期待できるところでございます。

また北野小学校ですけれども、ここも理科専科がいるのに加えまして、今年度、東京都の教員採用試験の中で、小学校全科について理科コースという採用枠がございます。これを受験して合格した者が1名採用されています。昨年度、平成27年度の試験になりますので、確認したところ、51名が受験して9名が合格しているということで、東京都の9名のうちの1名が三鷹に採用されているということで、この教員も活用しながら事業を実施してまいりたいと考えています。

また、第四中学校ですけれども、ここには理科の教員が3名おりまして、この年齢層も、ベテラン、中堅、初任者と、3名の理科教員がおりますので、幅広い活用ができるかなということで3校を選定したところでございます。また、もちろん市内の全体の総合的なバランスも考えて配置しております。

それぞれの学校の特徴を生かして、理科支援ボランティアを活用して、より充実した理科授業を実施するとともに、また、理科室、理科準備室の環境整備や、飼育栽培活動等、理科の授業にかかわる支援を行っていきたいと考えております。

教育委員会といたしましては、この理科支援ボランティアに対して守秘義務等、学校で活動するに当たっての注意事項等について指導するとともに、各学校、この3校における活用の状況や成果、課題について把握して、今後の本市の理科授業の充実・発展に生かしてもらいたいと考えているところでございます。

実施の頻度といいますか、内容ですけれども、基本的には、今の段階では週に2回、それぞれ半日程度での実施を予定しています。このボランティアの選定なのですけれども、今コミュニティ・スクールでご活動いただいている地域や保護者の方、あるいは大学生の方を基本としておりますが、なかなか学校の中で見つかりにくいという状況がある場合には、東京都のほうで理科に堪能な大学生等の紹介もいただけると聞いております。

予算の関係ですけれども、この理科支援ボランティアには、交通費補助金として、1回1,000円程度支出いたします。また、各学校に、その3校には、ボランティアを活用するに当たっての消耗品や図書の購入費として30万円ずつを配当する予定となっております。

す。

説明は以上です。

○高部教育長 大沢二丁目古民家について、生涯学習課長。

○古谷生涯学習課長 生涯学習課長、古谷です。議案第42号参考資料の2番目でございますけれども、大沢二丁目古民家（仮称）整備事業に伴う経費の増額と債務負担行為の設定についてでございます。

まず1番目、解体工事費が増額となる理由でございますけれども、大沢二丁目古民家につきましては、平成30年度の公開に向けまして、平成28年度は解体工事を行って、来年度平成29年度に整備工事を行う予定でございます。ただ、この28年度の解体工事につきましては、伝統的建築物の修復を行う専門性の高い工事であるところから、全体工事費が当初設定額よりも上回るが見込まれることになりまして、解体工事に必要な経費を増額するものでございます。

また、2番目でございます。債務負担行為を設定する理由でございますけれども、解体工事と、来年度行われます整備工事を連続して行うことにより仮設の経費を削減できるという、そういうことを意図しまして、全体経費を抑制していこうということでございます。

また、国庫補助金を活用するため、実施時期が平成29年5月までを予定して、28年度から29年度にまたがる解体工事となることから、債務負担行為を設定するものでございます。

事業の中身につきましては、解体工事と解体調査及び工事監理委託ということになります。実施期間は、契約締結日から平成29年5月31日までを予定しております。補正予算計上額につきましては減額補正をするということで、28年度の予算を減額補正いたしまして、マイナス723万1,000円を計上するものでございます。この理由につきましては、全体として28年度の支出が前払金のみになったことから減額分が生じまして、その部分を29年度に支出するという形をとるものでございます。

説明は以上でございます。

○高部教育長 以上で提案理由の説明は終わりました。委員の皆様、質疑をお願いいたします。須藤委員。

○須藤委員 理科支援ボランティア事業について、これは、事業期間は2年間、28年度から29年度までということなのですが、今回、28年度に関してはこの3校で、各1校当たり34万円と。来年度に関しては特に、まだ未定という認識でよろしいですか。

○高部教育長 指導課長。

○宮崎指導課長 そうですね。28年度の都の事業を活用するということです。今の段階ではそういうことですが、来年度また新たに上乗せ等ができるのかどうかということについては、今の段階では未定です。

○高部教育長 だとすれば、この書き方はあくまで今年度の9月の補正の議案ですよ。しかも、今年度の支出額、歳入額だから、東京都のほうは2カ年継続して指定はわかるのだけれども、これは参考で、今後資料つくるときに、来年度の事業期間というのは参考としてもらおうと、よりわかりやすいですね。

ほかにかがでしよう。角田委員。

○角田委員 同じくこの理科支援ボランティア事業なのですが、各学校に専科の先生がいるということで、そこにそのボランティアをつける形になると思うのですが、大体、今1校当たり何人ぐらいつける予定か説明してください。

○高部教育長 指導課長。

○宮崎指導課長 あくまでもボランティアについては、1名と考えています。

○角田委員 そうすると、中学校とか小学校だと理科の授業の枠が大分違ったりしますよね。ただ、それぞれ複数、今言った第四中学校の場合は理科の先生が3名いらっしゃるということで、同時に授業を行うということはあまりないのですか。同時の時間帯に授業があるようなことは。

○高部教育長 指導課長。

○宮崎指導課長 理科室も、おそらく2つくらいあったかと思いますが、同時というのは、ボランティアが同時に入るということではなくて、ボランティアは、教室で行う授業の場合もございますけれども、基本的には理科室で実験等を行う際の支援と考えています。

○角田委員 ちょっとよろしいですか。

○高部教育長 どうぞ。

○角田委員 都のこの事業の趣旨というのは、やっぱり理科の授業中のいろいろな、例えば、先生が1人だと目が行き届かなくていろいろな危険性があるとか、そういった面で児童生徒の安全性を向上させるのか、ないしは、もっと教育面で補助を含めて2人でやるのかというと、両方の趣旨があるのかもしれないけれども、どのような趣旨なのでしょう。

○高部教育長 指導課長。

○宮崎指導課長 そうですね。やはり、理科の授業の実施については、東京都の、特に小学校なのですけれども、全科という形になりますので、理科についての専門性という点で課題がないこともない。そういう面で、ダイナミックに実験とか体験的な活動をやりたいのだけれども、やはり、さまざまな安全面だとか準備等のことでそこが難しい面もあるということで、理科支援ボランティアを入れて、児童生徒の興味関心を高めるような授業をどんどんやっていくような形ということを考えていると思うのです。そういったことを支援、そういった趣旨を支援するというふうに基本的には考えております。

○角田委員 授業の質も高めて、安全性も高めるということなんですね。

○宮崎指導課長 そうですね。両方だと思います。

○角田委員 わかりました。

○高部教育長 ほかにいかがでしょう。高橋委員。

○高橋委員 先ほどのお話だと、この理科支援ボランティアなのですが、理科専科のいる学校につけておられるという感じですよ。

○高部教育長 指導課長。

○宮崎指導課長 今回はそのような形をとっています。

○高橋委員 わかりました。理科専科のいる学校も困っているけれども、理科専科のいない学校も困っている部分があると思うのです。理科室の運営とかというものに関しては特にですね。今回こういう形をとって、それがどういう結果を生むかということも検証していただくことだと思うのですけれども、理科専科がないからこそ助けてほしいと思っているような学校もあるのではないかと。

○高部教育長 わかりました。指導課長。

○宮崎指導課長 おっしゃることはそのとおりの部分がありまして、確かに、理科専科がいるところについては、基本的には、理科の授業内容についての相応の識見のある教員がいるということで、ただ今回の事業については、そういう教員がいる中で、よりよい授業を実践するというのを優先して考えました。ですので、逆に、理科にあまり堪能でないという教員のところへこのボランティアを配置しても、なかなか使っていくこと自体が難しいのではないかという面もありますので、今回実際に配置して、どういう授業が実際できるのか、そして子どもがどういう変容をしてくるのかということも含めて学校にフィードバックしながら、今後またどんな支援ができるのかというのは考えていきたいと思えます。

○高部教育長 高橋委員。

○高橋委員 こういうものをつけていただくことで、ほんとうに学校はどれだけ助かるかと思うのですけれども、これは都の予算ですよ。都の予算が終わったら終わりという、またそこで学校にとってみると大変だなということになっていくので、もしこれでやっぱり成果が上がるなら、これを継続していただけるような、そういう方向で予算がついてくるとありがたいのではないかなと思っています。以上です。

○高部教育長 ほかにいかがでしょうか。角田委員。

○角田委員 この古民家のほうの質問ですけれども、今回かなり専門性の高い工事だということで、経費が設定額を上回るということは、かやぶきだったりとか、非常に古いはりがあったりとか、そういうことができる職人が少ないので結局経費が上がってしまうのか。当初予定していたよりも経費が上がる原因というのを教えてください。

○高部教育長 生涯学習課長。

○古谷生涯学習課長 生涯学習課長の古谷です。専門的な職人が非常に少ないということがございまして、業者も非常に限られております。そういう中で、やはり労務費とか資材の高騰ということもございまして、全体としてやはりもう一度見積もりをお願いしたら、当初の予算よりもかなり高いものが出ましたので、今回補正するという流れになっております。

○角田委員 業者がすごく少ない中で、ここで補正するけど、結局その段階ではまた職人の不足などで、工事ができないということはあることはないのですか。

○古谷生涯学習課長 入札をすることになりますけれども、現在見積もりをとっている業者から聞いているところによりますと、この計画で実施できると考えております。

○角田委員 わかりました。ありがとうございます。

○高部教育長 本体の工事は、解体した後の本体の工事は、29年度の予算ということ

で教育委員会でも諮って、市長が編成して議会に提案するという形になりますけれども、もちろん、そちらの高騰も懸念されていることですので、今回は解体ということで単に壊すだけではなく、部材をどういうふうに活用、再利用できるかという、文化財ですから、できるだけそれをやっつけていこうと。

かやぶきについては、これは、当初の計画を修正して、かやぶきだとちょっと膨大な、放水銃も含めて膨らみ過ぎちゃってるので、やっぱり、昭和の時代も含めた変遷を再現しようということで、かやぶき構想は白紙にしたところなのですけれども。それでも今、解体だけでもかなり金額がかかるので、それを、工事も見据えて、別契約だけれども連続してできるということで、先ほど言った仮設費なんかも、共有化することによって抑えていこうと。

今回、前払金だけなので、形の上では減額補正になっていますけれども、債務負担もトータルで見ると1.5倍ぐらい、500万円ぐらい、1,500万円だったのが、2,000万円ちょっと超えるぐらいの見積もりになるという、そういう計画ということですよ。

○古谷生涯学習課長 はい。

○高部教育長 よろしいでしょうか。ほかに。池田委員。

○池田委員 1点、感想というレベルの話なのですが、たまたまこれ2つの事業が今議題に上がっていて、いずれも重要性を甲乙つけがたいかと思うのですが、このつけられる予算の額があまりに違うことにちょっと、やはり何となく違和感がありまして。ぜひ、理科支援ボランティア事業について、先ほど高橋先生からご意見ございましたように、東京都の委託事業ということで東京都の補助を使えなくなった、それが終わった場合でも、やっぱり三鷹市としてしっかりと予算をつけて継続的に実施していただければありがたいなと思います。

○高部教育長 たまたまこの補正ということで、東京都の募集がずれ込んだために、9月補正、この理科ボランティアだけになりましたけれども、6月、3か月前も地域未来塾ですとか、オリンピック・パラリンピックの重点事業ですとか、道徳ですとか、やっぱり東京都のいろいろな活用できる部分については三鷹でも活用している。もともと、ベースは学校ボランティアだったり、学生ボランティアの、50万ぐらいでしたか60万ぐらいでしたか、延べで500人ぐらいの活用もしていますので、トータルのいろいろなボランティアを活用した事業の充実度というのを一方でお見せしながら、その中でいろいろな、人の手配とか確保とか優先順位とかもありますので、トータルとしてはレベルを下げないように、さらに充実するようにはしていきたいと思っておりますけれども、事務局は何かありますか。よろしいですか。指導課長。

○宮崎指導課長 そうですね。確かに、なかなか学校のほうも、理科にボランティアを入れましようと言っても、受け入れる側の、どうやって指導、やっぱり安全性なんかも、先ほども出たようにありますので、簡単に学生をただ入れればいいというものじゃないというところもあるので、そういった意味で、やはり、この段階としてはかなりしっかりした方に入っていたらこうという意味で先駆けになるのかなと。それを実際に、そのよさだとか、メリットだとか、課題もあると思っておりますけれども、そういうことも含めながら、で

は今後学校でどういうふうに、今まで従来あるような学生ボランティアも含めて、コミュニティ・スクールも含めて支援していけるのかということについて考えていただけるようなきっかけにしていきたいとは思っています。

○高部教育長　よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。
ほかにご質問、ご意見等がなければ採決いたします。

議案第42号 平成28年度一般会計補正予算見積書については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高部教育長　異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、平成28年第3回教育委員会臨時会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後 3時18分 閉会